

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和2年1月)

1月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所所在地	営業所所在地	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	有限会社真嶋食品（法人番号1450002009935）代表者真嶋達夫	北海道名寄市西5条北8丁目13番地22	本社営業所	北海道名寄市西5条北8丁目12番地3	R2.1.29	輸送施設の使用停止（40日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 他4件	令和元年9月9日、第一当事者と推定される死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。（1）事業計画変更認可義務違反〔乗務員の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力〕（貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号）、（2）疾病・疲労等のおそれのある乗務（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第6項）、（3）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第10条第1項）、（4）特定運転者に対する特別な指導義務違反（安全規則第10条第2項）、（5）自動車に関する表示義務違反（道路運送法第95条）	4	4
2	株式会社オーレックス（法人番号2440001004706）代表者高西喜代司	北海道亀田郡七飯町字藤城370番地9	札幌営業所	北海道札幌市白石区北郷1条3丁目4-12	R2.1.29	輸送施設の使用停止（70日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号 他4件	令和元年10月24日、酒気帯び運転を引き起こしたことを端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。（1）事業計画変更認可義務違反〔自動車車庫の位置及び収容能力〕（貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号）、（2）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）、（3）点呼の実施義務違反（安全規則第7条第1項、第2項）、（4）事故の記録事項義務違反（安全規則第9条の2）、（5）運行管理者補助者の要件違反（安全規則第18条第3項）	7	7
3	株式会社東旬（法人番号2430002040577）代表者石見秀範	北海道札幌市西区発寒14条14丁目1番19号	本社営業所	北海道石狩市新港南3丁目700番地17	R2.1.29	輸送施設の使用停止（40日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 他2件	令和元年10月29日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。（1）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）、（2）運行指示書の作成、指示又は携行義務違反（安全規則第9条の3第1項から第3項）、（3）報告義務違反（貨物自動車運送事業法第60条第1項）	4	4

貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和2年1月)

1月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局 自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所	所在地	営業所名	営業所	所在地	処分年月日	処分内容	違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
4	株式会社勝建工業（法人番号4460101003199）代表者黒田勝	北海道足寄郡足寄町南6条7丁目22		本社営業所	北海道足寄郡足寄町南6条7丁目22		R2.1.29	輸送施設の使用停止（40日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第3項 他7件	令和元年10月30日、第一当事者と推定される死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。 （1）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）、（2）過積載運送（貨物自動車運送事業法第17条第3項）、（3）点呼の実施義務違反（安全規則第7条第2項）、（4）点呼の記録義務違反（安全規則第7条第5項）、（5）乗務等の記録義務違反（安全規則第8条）、（6）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第10条第1項）、（7）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（安全規則第10条第2項）、（8）整備不良車両等運行（安全規則第13条本文関係）	4	4
5	株式会社カネイチサトウ（法人番号2430001041428）代表者佐藤錦一	北海道札幌市東区東苗穂7条3丁目8番14号		本社営業所	北海道北広島市大曲中央3丁目3番地1		R2.1.29	輸送施設の使用停止（43日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項 他6件	令和元年10月31日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。（1）点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条第1項、第2項）、（2）乗務等の記録事項義務違反（安全規則第8条）、（3）運行記録計による記録義務違反（安全規則第9条）、（4）運転者台帳の記載事項義務違反（安全規則第9条の5第1項）、（5）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第10条第1項）、（6）点検整備記録簿等の記録の保存義務違反（安全規則第13条本文関係、第2号）、（7）運行管理者の講習受講義務違反（安全規則第23条第1項）	5	7

